

令和8年4月1日

## 兼松グループ団体扱自動車保険 引受ガイドライン

兼松グループ団体扱自動車保険では、モラルリスク回避・加入者間の公平性確保・安全運転普及等の観点から、契約のお引き受けに際して以下ガイドラインを設けております。何卒、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

兼松ロジスティクスアンドインシュアランス株式会社

記

	確認された事案・事象	引受制限の内容
モラルリスク	<ul style="list-style-type: none"><li>● 飲酒運転</li><li>● 暴走行為</li><li>● 違法改造車による事故</li><li>● 事実を偽った保険契約</li><li>● 事実を偽った保険請求</li><li>● 薬物運転、無免許運転</li><li>● その他、社会通念上不適切と思われる事情</li></ul>	次年度からは、当社ではお引き受けできません。 (不正請求については、保険期間中でも契約解除となります)
事故多発	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同一保険期間内、事故3回以上</li><li>● 2年連続でノンフリート1等級</li><li>● 3年連続事故</li></ul>	翌年度より団体扱い不可、及び補償条件引下げとなります(※)
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 2年連続事故</li><li>● 同一保険期間内、事故2回</li></ul>	補償条件引下げとなります(※)

※補償条件引下げとは、担保種目の制限(例：車両保険削除、対人対物賠償のみ補償等)、

補償条件縮小(例：車両保険一般条件から車対車+A)、または高額免責金額の設定等を言います。

※適用される引受制限は、ご契約いただく保険会社や事案により異なる場合があります。

詳しくは当社までご照会ください。

以上